

## 匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について

## 1. 委員会規則の趣旨

匿名加工情報は、個人情報的加工して、特定の個人を識別することができず、かつ、作成の元となった個人情報を復元することができないようにすることで、個人情報の取扱いにおいて目的外利用（第16条）や第三者提供（第23条第1項）を行うに際して求められる本人の同意を不要とするなど、その取扱いについて個人情報の取扱いに関する義務よりも緩やかな一定の規律が設けられるものである。この一定の規律のうち、①加工に関する基準②加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準③作成に当たっての公表④第三者提供に当たっての公表・明示については、委員会規則で定めることとなっている（第36条・第37条）。委員会規則の検討に当たっては法案審議の際に政府側から示された考え方を踏まえることとする。

## 2. 委員会規則及びガイドライン等の記載の方向性

## (1) 規則における規定について

## ① 加工に関する基準について（第36条第1項）

## (ア) 本項の趣旨

本項の規則は、匿名加工情報が特定の個人を識別すること及びその作成の元となった個人情報を復元することができないものであることから、そのような状態とするために必要な加工手法その他の必要な事項を定めるものである。

## (イ) 規則で定める基準の方向性

基準では、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的な加工手法その他最低限の規律を定めることとし、これに従って事業者が具体的にどのような加工を行うかについては、取り扱う個人情報、取扱い実態等に応じて定めることが望ましいことから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねることとする。

## ② 加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準（第36条第2項）

## (ア) 本項の趣旨

加工によって削除された情報や加工の方法が判明することは、作成の元となった個人情報の復元につながり得ることから、加工に関する情報が第三者に取得されることの無いよう漏えい防止のための措置を講ずる必要があるところ、その基準を定めるものである。

## (イ) 規則で定める基準の方向性

匿名加工情報は、作成の元となる個人情報又は匿名加工情報の内容が個人情報取扱事業者ごとに異なることから、漏えい防止のために講ずるべき具体的な安全管理措置も異なり得るものである。したがって、規則で定める基準については、具体的な措置内容を規定することなく、漏えいを防止するための措置の類型を定めることとする。

※事業者が行うべき措置については、匿名加工情報の作成に携わる者（以下「作成従事者」という。）を限定するなどの社内規定の策定、作成従事者等の監督体制の整備、個人情報から削除した事項及び加工方法に関する情報へのアクセス制御、不正アクセス対策等を行うことが考えられるが、規定ぶりについて今後具体的に検討する。

③ 匿名加工情報の作成に当たっての公表について（第 36 条第 3 項）

（ア）本項の趣旨

個人情報取扱事業者に対して、作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことにより、本人が自己の個人情報を元に匿名加工情報が作成されていることについて確認するための情報を提供するものである。

（イ）規則で定める事項の方向性

「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」及び「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表時期」を定めることとする。

④ 匿名加工情報の第三者提供に当たっての公表・明示について（第 36 条第 4 項、第 37 条）

（ア）本項の趣旨

個人情報取扱事業者等に対して、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことにより、本人が自己の個人情報を元に作成された匿名加工情報が第三者に提供されることについて確認するための情報を提供するものである。また、個人情報取扱事業者等に対して、匿名加工情報の提供先である第三者への当該情報が匿名加工情報である旨の明示義務を課すことにより、当該第三者に匿名加工情報取扱事業者としての義務を履行しなければならないことを認知させるものである。

（イ）規則で定める事項の方向性

「第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」及び「第三者提供に係る情報が匿名加工情報である旨の明示方法」を定めることとする。

（2）ガイドライン等の記載事項について

ガイドラインにおいては、次の事項のほか、規則で定める事項の解説や、講ずべき措置の例示等を記載することとし、また、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるよう事務局レポート（※）及び Q A 等の作成を検討する。

なお、改正される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独個法」という。）の非識別加工情報（行個法第 2 条第 8 項、独個法第 2 条第 8 項）を取得したとき、取得者が匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、第 4 章第 2 節に従わなければならない旨を明記することとする。

- ① 加工に関する基準について（第 36 条第 1 項）
  - 規則に定める各手法等の説明
  
- ② 加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準について（第 36 条第 2 項）
  - 規則に定める措置の種類の説明
  
- ③ 識別行為の禁止（第 36 条第 5 項、第 38 条）
  - 義務内容の説明

※ 事務局レポートの作成について

規則・ガイドラインは事業者が遵守すべき事項を規定するものであるが、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について事務局レポートの作成を検討したい。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 (略)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなけ

ればならない。

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

以上